

健康増進法の一部改正に伴う 受動喫煙対策の強化について

平成30年7月25日に公布された健康増進法の一部改正により、受動喫煙対策が強化され、平成31年1月24日に第1弾が施行されました。

今後も、2020年の東京オリンピック・パラリンピックへ向け、段階的に施行されます。

【改正の趣旨】

- 1 「望まない受動喫煙」をなくす
- 2 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮
- 3 施設の類型・場所ごとに対策を実施



○ 第1弾（2019年1月24日施行）

- ① 国、地方公共団体の責務に関する事項
- ② 関係者の協力に関する事項
- ③ 喫煙をする際の配慮義務に関する事項
- ④ 喫煙場所を設置する際の配慮義務に関する事項

○ 第2弾（2019年7月1日施行）

- ① 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関（第1種施設）

⇒ **敷地内禁煙** （ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に、喫煙場所を設置することができます。）

○ 第3弾（2020年4月1日施行）

- ① 旅客運送事業自動車・航空機

⇒ **禁煙**

- ② 上記の他、多数の者が利用する施設、旅客運送事業船舶・鉄道（第2種施設等）

⇒ **原則屋内禁煙※** ○ 経営判断により、次のいずれかを選択

※ 個人の自宅、ホテルの客室など居住の用に供する場所は除く

- ① 屋内禁煙、② 喫煙専用室設置、③ 指定たばこ専用喫煙室設置
- （②、③は、20歳未満立入禁止）

- ③ 喫煙目的施設（室）：喫煙を主目的とするバー・スナック、公衆喫煙所等）

⇒ **喫煙可**



【既存飲食店に関する経過措置】

既存の経営規模の小さい飲食店※

⇒ 喫煙可能な場所（喫煙可能室）である旨の掲示により、店内での喫煙が可能。
ただし、喫煙可能場所へは、**客・従業員ともに20歳未満は立ち入れません。**

※ 個人又は中小企業（資本金又は出資の総額5,000万円以下）
かつ、客席面積100㎡以下の既存の飲食店が対象。